13章　秘密保持契約（NDA）　　第Ⅳ部　類型

# 目的外使用の禁止

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

## 一　この条項は何をしているのか

### 1　書かなければどうなるか

秘密保持義務は、受け取った情報を第三者に「漏らさない」義務です。受け取った情報を自社の中で別の用途に「使わない」義務は、これとは別に定めない限り、通常は生じません（注1）。

不正競争防止法の営業秘密にあたらない情報については、目的外使用の禁止を定めない限り、受領当事者が第三者に開示しないまま（秘密保持義務に違反しないまま）、契約の目的以外のために受け取った情報を使うことは、通常妨げられません（注1）。契約に目的を書いていなければ、開示当事者が想定していた範囲を超えて使うことも同じです（注1）。

営業秘密にあたる情報でも、事情はあまり変わりません。不正競争防止法は、営業秘密保有者から示された営業秘密を使う行為のうち、次のものを不正競争としています。

> 七　営業秘密を保有する事業者（以下「営業秘密保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為（注2）

NDAに基づいて正当に受け取った情報を使うことは、この「不正の利益を得る目的」か「損害を加える目的」がない限り、禁止されていません（注3）。受領当事者が、開示当事者の意図していた取引・プロジェクトとは別の取引・プロジェクトのために社内で秘密情報を使っても、通常はそのどちらの目的で使ったとも評価されにくいと考えられます（注3）。競業する事業のために使えば、これらの目的での使用にあたりえますが、その場合も、情報が営業秘密の3要件を満たすことと、その目的で使ったことを、開示当事者が立証しなければなりません（注3）。

**したがって、目的外使用の禁止を書き忘れたNDAでは、営業秘密にあたる情報についてさえ、社内での別用途への使用を通常は止められません（注3）。**目的外使用の禁止は、秘密保持義務と並ぶNDAの中核の条項です（注4）。

### 2　「漏らさない」と「使わない」は別

二つの義務は、守る対象が違います。秘密保持義務は情報が外に出ることを防ぎ、目的外使用の禁止は情報が受領当事者の事業に取り込まれることを防ぎます。開示当事者にとっては、後者の方が深刻な場合もあります。取引の検討のために見せた原価や製造工程を、受領当事者が自社製品の開発に使えば、情報は一度も外に出ていなくても、開示当事者の競争上の地位が損なわれます。

裁判例にも、この違いがそのまま表れたものがあります。販売代理店になろうとした会社が、サービスの運営会社から提案書や報告書のサンプルを受け取って販売代理店契約を結び、その約2か月後に別の会社と業務委託契約を結んで、類似のサービスを始めた事案です。契約には、相手方の固有の技術上・営業上その他の業務上の情報を機密として扱い、事前の書面による承諾なく「本契約の目的以外に使用し」、または第三者に開示してはならない、という条項がありました。東京地判令和6年10月10日は、代理店が受け取った提案書等を自社の提案書の作成に流用・参照したと認め、機密保持義務違反を認定しました（注5）。代理店は、機密保持義務の対象は営業秘密と同様に秘密管理性・有用性のある情報に限られると主張しましたが、裁判所は、条項の文言上、営業秘密に限定して解すべき理由は必ずしもないとして退けています（注5）。

この事案で問題になったのは、第三者への開示ではありません。受け取った資料を自社の事業に使ったことです。**目的外使用の禁止は、秘密保持義務では捉えられない行為を捉える条項です。**

## 二　よくある条項例

NDAでよく見る形は、次のとおりです。

> （目的外使用の禁止）
> 受領当事者は，開示当事者から開示された秘密情報を，本目的以外のために使用してはならないものとする。（注6）

条項そのものは、記載例のとおり1文で足ります。何が「本目的」にあたるかは、頭書きや目的の条項の書き方で決まります（注7）。この条項の効き方は、条項の外に書かれた目的の範囲で決まります。

## 三　問題点

### 1　「本目的」が広すぎる／狭すぎる

目的の記載は、それ自体が法的な効果を持つわけではありませんが、他の条項を解釈する際の指針として参照されることが多いものです（注7）。目的外使用の禁止は、その最も直接の例です。

目的を広く定めすぎると、受領当事者が当初の想定を超えて自由に受け取った情報を使えるようになり、狭く定めすぎると、受領当事者が想定の範囲内で使ったのに意図せず契約違反になりかねません（注8）。秘密情報の定義の側でもこの

点は問題になりますが（別稿「秘密情報の定義」）、目的外使用の禁止では、狭すぎる目的が受領当事者の違反に直結します。

「本目的」を「本件製品の共同開発の可能性の検討」と書いたとします。検討の結果、共同開発ではなく、開示当事者の部品を受領当事者が購入する取引に話が移ったとき、その購入の検討のために情報を使うことは、文言上は目的の外です。取引スキームが決まっていない段階では、想定されるスキームが網羅されるような目的にしておく必要がないかを検討します（注8）。

### 2　受領側の従業員が別案件に流用してしまう

目的外使用で実際に問題になりやすいのは、会社として流用を決めた場合より、案件に関わった従業員が、別の案件で同じ情報を使ってしまう場合です。一の1で見たとおり、開示当事者の意図していた取引・プロジェクトとは別の取引・プロジェクトのために社内で秘密情報を使うことは、目的外使用の禁止がなければ通常妨げられません（注3）。裏を返せば、この条項を置いた以上、別の案件で使った時点で違反になり、従業員個人に悪意がなくても受領当事者の違反です。

受領当事者の側は、この危険を条項では減らせません。社内で情報に触れる者を案件の担当者に絞り、他の部署が同じ情報を使えない状態にしておくことが要ります。開示当事者の側から、秘密情報を開示する範囲を本目的に関与する役員・従業員に限り、それ以外の者に利用させないことを求める修正もあります（注9）。この修正は、受領当事者の社内の運用と一致していれば、受け入れても負担になりません。

## 四　改善例

開示当事者の立場で、三の1〜3を織り込むと、次のようになります。

> 第〇条（目的外使用の禁止）
> 1　受領当事者は、秘密情報を、本目的のためにのみ使用するものとし、本目的以外のために使用してはならない。
> 2　受領当事者は、秘密情報を、本目的のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示し、その他の役員および従業員に利用させてはならない。
> 3　受領当事者は、秘密情報を使用して、本目的の対象となる製品と同種または類似の製品の研究開発を行ってはならない。

受領当事者の立場なら、目的の条項の側で、検討の結果として想定される取引（共同開発、製造委託、部品の購入など）を目的に含めておきます（注8）。2項は、社内の運用と合っていれば受け入れます。3項は、自社がもともと同種の研究開発をしている場合には受け入れられません。その場合は、秘密情報を使わずに行う研究開発を妨げないことを明記するよう求めます。

## 五　書き分けの分岐：受領側は目的を広く、開示側は狭く

| 論点 | 受領当事者として | 開示当事者として |
|---|---|---|
| 本目的 | 検討の結果として想定される取引まで含める | 検討する取引に絞る |
| 社内の利用範囲 | 担当者に絞る運用を先に作り、それに合わせる | 関与する役員・従業員に限る旨を入れる |
| 同種の研究開発 | 秘密情報を使わない研究開発を妨げない旨を入れる | 同種製品の研究開発の禁止を明記する |

（1行目の根拠は注8、2行目は注9）

情報を目的のために使い終わったあと、手元に残った資料をどうするかは、別稿「複製・破棄または返還」が扱います。目的外使用の禁止に違反されたときに何を請求できるかは、別稿「損害賠償と差止め」が扱います。

**参考文献等**

（注1）森本大介＝石川智也＝濱野敏彦編著『秘密保持契約の実務――作成・交渉から営業秘密／限定提供データの最新論点まで〔第2版〕』（中央経済社、2019）45頁

（注2）不正競争防止法2条1項7号

（注3）前掲注1・45〜46頁、阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）572頁

（注4）前掲注1・45頁

（注5）東京地判令和6年10月10日（令和4年（ワ）第8300号、裁判所ウェブサイト）

（注6）前掲注1・45頁の記載例2-5

（注7）前掲注1・20頁

（注8）前掲注1・21頁

（注9）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携　契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）286〜289頁の開示する側の変更例

**ウェブ版**　https://prospire-law.com/contract-knowledge/nda-mokutekigai-shiyo-kinshi/

**引用表記例**　プロスパイア法律事務所「目的外使用の禁止」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。